

建築士受験資格見直し

大学院の実務経験要件

インターンシップ必須

受け手事務所の確保が課題

検討している。

実務経験要件の見直し
内容は、6月上旬に公布
する省令に盛り込む予

定。具体的な運用は技術
的助言などで対応する考
えた。
インターンシップの要
件化を踏まえ、日本建築
学会は、建築関係6団体
とインターンの受け皿整
備に向けた検討を進めて

いる。秋口までに学会を
含む関係7団体と協議会
を立ち上げ、具体的な受
け入れ体制の整備に向け
た検討を本格化する。
大学院の実務経験をめ
ぐっては、社会資本整備
審議会建築分科会の基本
制度部会が07年12月にま
とめた最終報告で、「大
学院での教育課程は、設
計・工事監理に関する業
務についての実務訓練と
同等となる内容を充足し
ている教育を受ける場合
に限り、これを実務経験
として認める」との方向
性を打ち出していた。

国土交通省は、11月末に施行する改正建築士
法で見直される建築士試験の受験資格のうち、
大学院の実務経験について、インターンシップ
制度の導入を必須要件とする方針を固めた。よ
り実務的な教育を実践した場合だけ実務経験と
して認める方向で検討を進めており、大学院で
の実務経験は基本的に「1年」とカウントする
考えだ。ただ、インターンシップの要件化につ
いては、「地方に受け入れられる事務所がいく
つあるのか」といった声が建築関係団体の内部
から上がっており、実効性を担保する受け皿の
確保が大きな課題になりそうだ。

大学院でのインターン 認められているが、改正
シップは現在、任意で複 法施行後はインターンシ
数の大学が実施している ップの導入を前提条件と
が、実務経験としての必 した上で、基本的に「1
須要件にすること、 年」の実務としてカウ
「建築士の資質向上へ大 トし、2年として認める
学教育からの底上げが可 のはレアケースになる」
能（住宅局建築指導課 （同）としている。
としている。インターン 実務経験として認める
シップの要件化は、20 条件は、大学院での教育
09年度の大学院入学生 課程で必要となる取得単
から適用する。 位のうち「半分以上をイ
現行制度では、大学院 ンターンシップを含む実
での教育課程は無条件で 務的な教育に充てた場
2年間の実務経験として 合」（同）とする方向で